商品概要説明書

教育ローン「みらい」（ニコス）

(2022年 4月 1日現在)

商品名	教育ローン「みらい」（ニコス）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上65歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○教育施設（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等。
契約金額	○10万円以上700万円以内、10万円単位とします。
契約期間	○ご契約日から１年後の応答日の属する月の15日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は契約更新は行いません。 ○新規貸越可能期間は、対象のご子弟またはご本人の卒業年度末日までとします。
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率は、３月１日、６月１日、９月１日および12月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年1.35％の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後は、元金および利息をご返済いただきます。 ○約定返済 毎月15日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>契約金額（借入極度額）</th><th>約定返済金額（元金+利息）</th></tr>
<tr><td>10 万円以上 70 万円以下</td><td>１万円＋利息</td></tr>
<tr><td>80 万円以上 150 万円以下</td><td>２万円＋利息</td></tr>
<tr><td>160 万円以上 230 万円以下</td><td>３万円＋利息</td></tr>
<tr><td>240 万円以上 300 万円以下</td><td>４万円＋利息</td></tr>
<tr><td>310 万円以上 380 万円以下</td><td>５万円＋利息</td></tr>
<tr><td>390 万円以上 460 万円以下</td><td>６万円＋利息</td></tr>
<tr><td>470 万円以上 530 万円以下</td><td>７万円＋利息</td></tr>
<tr><td>540 万円以上 610 万円以下</td><td>８万円＋利息</td></tr>
<tr><td>620 万円以上 690 万円以下</td><td>９万円＋利息</td></tr>
<tr><td>700 万円</td><td>10 万円＋利息</td></tr>
</table>
○任意返済
毎月の約定返済のほかに、当ＪＡ窓口あるいはＡＴＭから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。
</td></tr>
<tr><td>利息の計算方法</td><td>○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした１年を 365 日とする日割計算とします。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（三菱ＵＦＪニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ＡＴＭ・ＣＤをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料（消費税等含む。）は無料です。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部統括課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部統括課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
・広島弁護士会（電話：082－225－1600）
・東京弁護士会（電話：03－3581－0031）</td></tr>
</table>

	・第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588） ・第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡしまね